

海外医療機関受診分の療養費(家族療養費)請求について

海外で診療を受ける場合、かかった医療費は全額自己負担となりますが、共済組合へ請求することで、療養費(家族療養費)の給付を受けることができます。

給付額は、日本の医療機関で同様の治療を受けた場合にかかる費用を算出し、その額と海外で実際に負担した金額とを比較して低い方の額の7割分(※)となります。そのため、添付していただく書類には日本語訳もつけていただき、どのような傷病でどのような治療がされたのか明確にしていたいただかなければなりません。

(※) 未就学児、70歳以上の方の場合はこの限りではありません。

請求に関する注意点 ☆必ずご確認ください☆

- ・書類が揃わない場合や邦訳が不足している場合は支給できませんので、ご注意ください。
- ・請求書類は、月毎、医療機関毎にまとめ、所属所へご提出ください。
- ・療養費請求の時効は、事実発生日(受診日)より2年となります。
(2年を超えると時効となり給付を受けることができなくなります。)
- ・書類受付から支給までは2月ほどかかります。

提出書類は下記のとおりです。

書類名称	留意事項等
① 療養費(家族療養費)請求書	短期様式第21号
② 診療内容明細書	・医科は「様式A」、歯科は「様式C」を使用してください。
③ 診療内容明細書(邦訳)	・②は現地の医療機関等で証明を受けてください。 ・③で必ず邦訳をしていただき、翻訳者の住所・氏名を記入し、押印してください。(翻訳に係る費用は自己負担) ・③の作成時、「健康保険用国際疾病分類表」をご参照ください。
④ 領収明細書	・「様式B」(医科、歯科共通)
⑤ 領収明細書(邦訳)	・④は現地の医療機関等で証明を受けてください ・⑤で必ず邦訳をしていただき、翻訳者の住所・氏名を記入し、押印してください。(翻訳に係る費用は自己負担)
⑥ 領収書(原本)	現地の医療機関等で発行されたもの
⑦ 海外へ渡航したことを証明する書類	パスポート、航空券等の写し
⑧ 同意書	現地の医療機関等に受診内容等を照会することに同意する、受診者本人の同意文書。(様式決まり次第、掲載予定。)

★邦訳については、海外の医療機関で邦訳を付けていただける場合は依頼してください(別途料金が発生する場合がありますが、支給の対象とはなりませんのでご了承ください)。ご自身で邦訳を付けていただいても構いませんが、詳細かつ正確にご記入ください。

★日本では、高度な治療が海外よりも安価で受けられる場合が多いため、日本での治療に換算して支給額を計算した場合、実際に負担された額より低く算定されることが多いです。事前に治療を受けることができるのであれば、渡航前に治療されることをおすすめします。

★日本で保険適用となっていない治療等(例：歯科インプラント治療)や療養を目的として海外に出向き診療を受けた場合は、療養費の支給対象外となりますので、ご了承ください。